

長浜市教育委員会の名義後援等の承認及び賞状交付取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、長浜市教育委員会（以下「市教委」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の主催する行事・事業等（以下「事業等」という。）の名義後援・名義共催及び賞状の交付（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(後援等の基準)

第2条 後援等を受けようとする団体等は、事業の目的もしくは活動の成果が教育的要素を持つと認められるものとする。ただし、本市の教育行政に多大な貢献をした個人で、市教委が特に認める者はこの限りでない。

2 市教委の後援等は、団体等が主催する事業等であって次の各号に掲げる基準に適合するものについて行う。

- (1) 事業等を実施することにより、本市教育の進展に大きく寄与すること。
- (2) 事業等による効果が全市的に及ぶことが期待されるものであって、開催地が市内又は隣接する場所であること。ただし、事業等の規模及び趣旨により特にやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。
- (3) 多くの市民が自由に参加できる事業であること。ただし、少数の参加者に限られる事業等であっても、当該事業等が広く一般的に文化教育的効果を及ぼすと認められるものについては、この限りではない。
- (4) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (5) 参加者から入場料、出品料又は参加費等金品の負担を求める場合には、それらが社会通念上妥当なものであること。
- (6) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (7) 特定の宗教団体の活動に関するものでないこと。
- (8) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (9) 団体等の構成員相互の親睦を目的とするものでないこと。
- (10) 事業等の開催場所は、保健衛生及び災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (11) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

3 前項のほか、特に市教委が適当と認めるもの。

4 名義共催については、第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項に適合するものについて行う。

- (1) 市教委が実施すべき事業又は名義共催することが望ましい事業。
- (2) 申請団体等が独自で実施するのが困難であり、名義共催することにより、いっそう事業効果が見込める事業。
- (3) 事業等の内容及び方法等について、市教委の意見が十分反映される事業。

5 賞状等の交付については、第1項各号に掲げるもののほか、次のいずれかの基準に適合するものについて行う。

- (1) 被表彰者（団体を含む。）は原則として市内在住者であること。
- (2) 事業等の内容が本市と密接な関連を有するものであること。

(後援等の申請)

第3条 事業等を主催する団体等が、市教委の後援等を受けようとする場合は、原則として1か月前までに次の各号に掲げる書類を市教委に提出して、その承認を受けなければならない。この場合、電子による申請をすることができるものとする。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 事業等の実施要項及びプログラム(未決定の時は、先に概要を提出し、決定後直ちに正規のものを提出すること。)

(3) 事業等の収支を明らかにした予算書。ただし、参加者から負担金等金品の負担を求めない場合で、市教委が認めたときは省略することができる。

2 賞状等の交付については、前項各号に掲げるもののほか、表彰の方法を記載するものとし、審査にかかる規定及び表彰の方法を記載した書類を添付しなければならない。

3 市教委は、必要があると認めたときは、事業等を主催する団体等の規約、役員名簿、活動実績等の資料の提出を求めることができる。

4 事業等を主催する団体等は、申請した事項に変更が生じたときは、直ちに市教委に届け出て、その承認を受けなければならない。

(後援等の承認)

第4条 市教委は、前条の規定により申請があったときは、第2条に規定する基準に基づき申請内容を審査し、申請者に承認の諾否を書面(様式第2号)又は電子により通知する。

2 市教委は、承認の際に必要と認めるときは、申請団体に対し説明を求めることができる。

3 市教委は、承認の際に必要と認めるときは、条件を付し、又は適切な指示をすることができる。

(承認の取消)

第5条 市教委は、次の各号に該当すると認めるときは、前条の規定に基づく承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 承認条件又は指示に違反したとき。

2 市教委は、前項の規定により承認を取り消された団体等については、それ以後の申請に対して承認をしないことができる。

(承認事業等の実績報告)

第6条 後援等の承認を受けた団体等は、事業等完了後1ヶ月以内に次の各号に掲げる書類を市教委に提出しなければならない。この場合、電子による報告をすることができるものとする。

(1) 実績報告書(様式第3号)。

(2) 事業の収支を明らかにした決算書(第3条第1項第3号ただし書きの規定による事業にあつては省略することができる。))。

(3) その他参考となる書類で、市教委が指示したもの。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。